

農林漁業・中小企業・自営業などへの支援

農林漁業者向け融資制度

農水産課振興班（☎68-1175）

地震や津波などで被害を受けた農林漁業者に対して、再生産に必要な各種資金の貸し付けを行います。

融資（資金）の種類	緊急小口資金 （当面の資金が必要な人）	農林漁業 セーフティネット資金	農業経営基盤強化資金 （スーパーL）
資金の使途・内容	災害・経営の立て直しを支援	経営の維持安定に必要な長期運転資金	自主性と創意工夫を活かした経営改善を応援する総合的な資金
融資の対象者	認定農業者など	認定農業者など	認定農業者（個人・法人）
限度額	300万円	一般：600万円 特認：年間経営費等の3/12以内	個人：1億5,000万円 法人：5億円
利率 *1	0.75～1.05%	0.75～1.05%	0.75～1.6%
償還期間 *2	10年以内	10年以内	25年以内
据え置き期間	3年以内	3年以内	10年以内
利子補給率、期間	0.75%、3年間	0.75%、3年間	1.5%以内、5年間
窓口 （相談・融資）	日本政策金融公庫千葉支店 ☎0120-926471	日本政策金融公庫千葉支店 ☎0120-926471	日本政策金融公庫千葉支店 ☎0120-926471

融資（資金）の種類	東日本大震災農業対策資金 （県単農業・漁業災害資金）	ちばの農業・漁業を 応援する資金（仮称）	J A 災害対策緊急資金
資金の使途・内容	再生産に必要な資金（経営安定資金）、農業用施設を原状に復元するための資金（施設復旧資金）	福島第一原子力発電所事故による出荷制限などにより損失を受けた農漁業者の経営の維持、安定を図るための資金	施設復旧資金、経営安定資金、生活維持復旧資金
融資の対象者	農・漁業所得が年間総所得の5割以上となる農漁業者	農漁業者	農業用施設、農産物等被害（風評被害含む）を受けた農業者など
限度額	300万円（経営安定資金） 1,000万円（施設復旧資金）	300万円	500万円（施設復旧資金） 300万円（経営安定資金、生活維持復旧資金）
利率 *1	1.65%	1.65%	1.0%
償還期間 *2	5年以内（経営安定資金） 8年以内（施設復旧資金）	3年以内	10年以内（施設復旧資金） 7年以内（経営安定資金、生活維持復旧資金）
据え置き期間	2年以内（施設復旧資金）	1年	2年以内（施設復旧資金） 1年以内（経営安定資金） なし（生活維持安定資金）
利子補給率、期間	1.65% 5年間（経営安定資金） 8年間（施設復旧資金）	1.65%、3年間	—
窓口 （相談・融資）	各金融機関へ	各金融機関へ	J A ちばみどり旭支店 ☎62-3333 ほか

*1 内容により変わる場合があります。 *2 期限が定められているもののみ。
※各資金の詳細（担保・保証人含む）については、各窓口へ相談してください。